

監視専門調査会（第15回）議事録

1 日時 平成24年11月9日（金）10:00～12:00

2 場所 内閣府本府庁舎3階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	奥山 恵美子	仙台市長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中 誠二郎	中央大学教授
同	原田 泰	早稲田大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

4 議題

「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する関係府省ヒアリング

- (1) 内閣府
- (2) 総務省
- (3) 復興庁
- (4) 厚生労働省

(配布資料)

- 資料1 内閣府配布資料
- 資料2 総務省配布資料
- 資料3 復興庁配布資料
- 資料4 厚生労働省配布資料
- 資料5 警察庁配布資料
- 資料6 国土交通省配布資料
- 資料7 防衛省配布資料
- 資料8 第3次男女共同参画基本計画における成果目標/参考指標の動向

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。

ただいまから、第15回「男女共同参画会議 監視専門調査会」を開催します。

皆様、お忙しいところ、本日はありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第に従いまして「防災・復興における男女共同参画の推進」について、関係府省のヒアリングを行います。

まず、議事に入る前に、本日の席上に奥山委員からの資料が配付されておりますので、奥山委員から一言御紹介をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○奥山委員 おはようございます。

先般は仙台の状況の視察、また、専門調査会の地方での開催は初めてということで、おいでいただきまして本当にありがとうございました。

本日はお手元の資料につきまして、簡単にお話をさせていただきます。

10月に仙台で幾つか会議等がございました。その中で、男女共同参画に関連した項目について報告をさせていただきます。

1点目は、国際通貨基金・世界銀行年次総会が東京で開催されましたが、仙台のセッションがございまして、そちらで女子高校生2名から、この度の震災時における自らの経験をもとに、お手元の資料にありますような話の発表がございました。地域の年配の女性に避難を促されて命が助かったということで、そうしたコミュニティの重要さの訴えが世界各国に発信されたところでもございました。今回、高校生、大学生といった若者たちが震災を経験し、その後、ボランティア活動などにも積極的に参加をしております。この世代の震災における体験をどのように次の世代の社会形成に生かしていくかということが、一つ自治体としても大きな課題であると思ったところでございます。

それから「日本女性会議2012」を、内閣府の御支援により10月26日から28日にかけて開催することができました。こちらでも、例えば仮設住宅等で支援をしている団体などから、多くの女性が被災直後から避難者というよりはむしろ支援者として活躍した実態があるということが報告されました。ただ、一方でそうした経験が、必ずしも様々な防災政策の今後の形成に、十分生かされているとは言えないのではないかとといった問題点が指摘されたところです。また、保健師や、子どもを支援する活動の団体の皆様からは、妊産婦の方や乳幼児への支援に対しては全般的に認識が薄かったと言わざるを得ないのではないかと、また、子どもに関連して、避難先でのいじめや、取材の過熱であるとか、学校復旧の遅れなどといった、広く言えば子どもの権利の侵害といったような側面も見られ、こうしたことに対しては、今後人権に対する意識を高めていくというような必要があるのではないかと発言もございました。沿岸部の女性からは、沿岸地域の大きな課題として、水産業を中心とした復興・復旧のスピード感のなさ、また、女性の就業の場が全く創設されてこないことなどについて発言があったところでございます。

この会議には、47都道府県全てから御参加を頂きましたけれども、今後の活動として、できれば全国の男女共同参画センター、女性会館協議会などが中心となって、男女共同参画と防災というテーマで、例えば来年以降3年なりしかるべき期間、統一的な事業展開をするといった取組が必要ではないかというような発言も、舞台裏の色々な意見交換会の中で出されました。そういった点について、全国のセンターの皆様と引き続き次年度に向けてお話を進めていきたいということが今、テーマとして挙がっているところでございます。

大会における宣言につきましては、お手元の資料を御覧いただければと思います。

3点目でございます。ノルウェー王国からの支援によりまして、せんだい男女共同参画財団において「東日本大震災復興のための女性リーダーシップ基金」というものを頂戴することができました。男女共同参画の先進国でありますノルウェーの様々なエンパワーメントのこれまでの取組を踏まえまして、東日本大震災の被災地における女性リーダーの人材育成プログラムの開発や調査研究、また、実際のワークショップなどの開催といったことを進めてまいりたいと思っております。これは長期にわたる事業となる考えでございます。こういう女性に特化したリーダーシップ基金というような形は、様々な諸外国から仙台が支援を受けている中でも初めてのものでありますので、ここに御報告をさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

本日のヒアリングですが、今から内閣府防災担当及び消防庁からの説明がありますが、その終了後に質疑応答を行います。続いて、復興庁、厚生労働省が説明を行って、質疑を行うという形で進めます。

各府省の皆さんは、質疑応答の後、退出されて結構でございます。ただし、ヒアリング終了後の議論の際に質問が出る可能性がありますので、その際には後日の対応をお願いしたいと思います。

最初に、内閣府防災担当から説明をお願いします。

○石切山内閣府補佐 おはようございます。内閣府防災担当の被災者行政担当参事官室で参事官補佐をしております石切山と申します。よろしく願いいたします。

本日は防災に係る取組ということで、資料1を当府からの提出資料として出ささせていただいております。この資料に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目と二つ目、これは一連の流れの中になります。

一つ目に、5月8日に「防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について」という形で、全国の都道府県防災主管部長宛てに通知を出しております。今年の6月に災害対策基本法の改正が行われておりますけれども、改正前の3月に国会において、当時の中川防災担当大臣から、当時で言うところの現行法の中で対応が可能なものの周知を図るとの発言がありました。2頁に付けているのが改正前の第15条になりますが、都道府県防災会議の組織というところで、例えば第5項の1号、5号、7号等で、知事が任命する者、また、行政機関の長又はその指名する職員というような形になっており、ここで規定しているものを活用いたしまして、男女共同参画の推進、都道府県防災会議への女性委員の登用ということも現行法の中では図ることができますということを、確認的に通知として出ささせていただいております。

また、次の頁以降になりますけれども、実際に今年の6月27日に災害対策基本法の一部

を改正する法律というものを公布、施行しております。これに関しましては、全体的な話になりますと、東日本大震災の教訓といたしまして、住民の避難や、被災地方公共団体への支援等に関しまして、広域的な対応がより有効に行える制度の必要性や、その際には事前の備えが必要であること。また、教訓や課題を、防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していくことが大切だということ。さらに、災害対策に当たって「直ちに逃げること」を重視し、ハード・ソフトの様々な対策により災害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ万全の対策がとれない。こういった背景の中で、まず、東日本大震災の教訓を踏まえて早急に対応が可能なものについて、法改正を行ったところでございます。

今回関係してくる部分でございますと、4頁の第15条関係というところで「(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上」。先ほど改正前の第15条に関連して申し上げましたが、「多様な主体の参画による」という点についても改正を行っておりまして、地域防災計画に多様な主体の意見の反映ができるように、地方防災会議の委員については、充て職となっている防災関係の職員のほか、自主防災組織を構成する者でございますとか、学識経験のある者を委員として追加できる規定に改正を行っております。

これに関しましては、あわせて施行通知を出しております。6頁から続いている(3)の中で②というところで、「防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい」というものをあわせて通知するとともに、順番が前後しましたが、6頁(3)の①、改正した都道府県防災会議の委員として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより「男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとする」ということを趣旨としてお知らせしております。

次の頁にありますように「具体的に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」と、今回の法改正で追加したものにしましては「広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している」ということをあわせてお知らせをしております。

通知と法改正の関係については以上でございます。参考として18頁以降に都道府県知事宛ての通知も付けてありますが、これは後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、資料で申し上げますと22頁以降になります。今年度、内閣府の予算施策として対応しております「避難における総合的対策の推進経費」というものがございます。22頁に概要の説明図がございまして、災害時要援護者対策の推進と避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針に関する調査というものを行っております。

「災害時要援護者対策の検討に関する基礎調査」に関しましては、平成18年3月に一度

災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものの見直しを行っております。ただ、今回東日本大震災の教訓等がございますので、災害時要援護者がどのように被災して避難したか実態把握を行い、見直しの必要性や対策の考え方を検討することで施策を行っております。具体的には23頁に、本施策において設けました検討会の設置要綱を付けております。ここで有識者の方に入っていただいて検討を行っているところでございまして、最終的には今年度内にガイドラインの見直しを行っていくことを目的としております。

また、先ほど6月24日付けで第1弾の法改正を行ったと申し上げましたが、まだ積み残しになっている課題といたしまして、被災者支援の充実といったものに関しては、次以降の法改正の中で対応していくことを図っております。

こういった検討会の中でも、例えば災害時要援護者の避難支援に生かすための名簿の作成でございまして、7月31日に取りまとめられた官邸の防災対策推進検討会議の最終報告の中でも、その位置づけを検討すべきということも言われております。これらをあわせまして、この検討会の中で検討を行って、年度内に取りまとめを行っていきたいと考えております。成果は、先ほど申し上げましたガイドラインの見直しにつなげていきたいと考えております。

もう一点「避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針に関する調査」というものも並行して行っております。この設置要綱は24頁に付けております。実際に東日本大震災における避難所の運営状況や、全国の避難所計画の内容について実態把握を行い、今、検討会と並行して両テーマに関わる内容については調整中なのですが、全国の東日本大震災における被災者の方、また、各地方公共団体の関係部局の方を対象とした実態調査、アンケート調査の形で行うことを想定しております。これについても今、準備をしておるところでございまして、そこで行う実態調査と本調査研究の中で行う検討会を検討を行うことを柱としております。

避難所における検討会に関しましても、これまで取組指針というものを、国としてお示ししていない状況でございますが、これを今年度内にまとめるということを想定してやっております。

具体的には、両委員会に関しましては、先月から1回目の検討を始めてございまして、女性の委員の方にも入っていただいております。特に避難所に関する検討会に関しましては、避難所においてこういった備蓄が必要であるとか、実際に運営主体というところでも、行政が最初、避難所の立ち上げをやっていく中で、その運営の主体に女性の参画、女性の視点というものが欠けているという御指摘もこれまでにいただいているところです。そういったところも、今後の取組指針にどう反映させていけるかということを議論しながら方針としてまとめていきたいと考えております。

最後に被災者生活再建支援法についてです。現行の被災者生活再建支援法に関しましては、自然災害の発生時に被災地方公共団体だけでは対応できないような一定規模以上のものについて、被災した者に対して都道府県が拠出している基金から支援金を出資して、そ

れに対して2分の1を国が補助する。東日本大震災に関しては5分の4まで国の補助率が上がっておりますけれども、こういった制度の中で運用しております。

支援金の支給額といたしましては、住宅の全壊や大規模半壊といった損壊程度に対して基礎支援金が支払われると同時に、建設、購入を選ぶ、補修、賃借を選ぶ、それぞれの今後の生活再建方法の対応に従って加算支援金というものが支払われるという仕組みになっております。

基本的に世帯主に対して住民票等の添付を求めて申請をしていただき、世帯主に対して支払を行うという制度を運用しておりますけれども、例えばDV被害に遭われている女性の中には、実際には居所を隠して世帯主である夫と離れたところで生活をしている方もいらっしゃるというのが実情かと思えます。支援法の運用の中では、Q&Aという形で通知を出させていただいておりますけれども、それを抜粋したものが26頁にございます。「世帯主以外の申請について」でございますとか「住民票を有しない者の住居の確認について」ということで出しておりますが、世帯主から住民票の添付があった場合のみが対象となるわけではございませんで、実際には居住の事実が確認できれば、それをもって本法の被災世帯に該当するものとみなして、支援金の支給対象とするという運用を行っております。必ずしも住民票に限定をするものではなく、居住の事実を確認できる資料といたしましては、例えば水道料金の支払の明細等で対応している事例があるように聞いております。

基本的には世帯主に支給ということで運用しているところでございますが、それ以外の事例に関しましても、居住の事実が確認できるそのほかの代替手段をもって支援金の支給が可能になるという運用をしておりますので、この制度の柔軟な運用の中で、DV被害に遭われている女性の方からの申請があった場合に関しましても、対応を図っているのが実情でございます。

以上で内閣府からの説明とさせていただきます。

○中野渡補佐 続きまして、資料1-2について御説明をさせていただきます。

先ほど防災担当から説明がございましたけれども、「地方防災会議の委員に占める女性の割合」として、本年の災害対策基本法の改正前と改正後における地方防災会議の委員に占める女性委員の状況を取りまとめています。

地方防災会議の委員に占める女性の割合ですが、法改正前の本年4月時点では、都道府県については平均が4.5%で、政令指定都市は8.5%でした。これを10月15日現在で調査したところ、都道府県では5.1%、政令指定都市では10.0%となっており、女性の委員の割合が増加しています。

第3次基本計画の成果目標では、平成27年までに女性委員のいない都道府県防災会議をゼロにするという目標になっております。今年4月の時点で女性委員がいない都道府県は6都県でして「平成24年4月」という項目の青色で塗られた欄となります。平成24年4月1日以降、女性委員がゼロだった県に女性委員が新たに上がったところもありますし、また、4月時点では女性委員がいたものの、その後ゼロとなった県もありまして、結果としては

10月15日現在でもゼロのところは6都県となっています。

特徴的なところを御紹介いたします。新潟県ですが、改正前は女性の委員が4人でしたが、10月15日現在では12人となっています。こちらは充て職となっている部署を見直すなどして合計8名を増加させたということにして、現在は60人中12人が女性となり、女性委員が20%となっています。ほかには、静岡県も女性委員は、48人中2人でしたが、3人増加して5人となっています。和歌山県はゼロでしたが、看護協会からの女性委員を1人加えたということです。広島県もゼロでしたが、委員数を増加させた際に女性委員を1名加えています。福岡県もゼロでしたが、こちらは充て職の職員の増加であるとか、看護協会、社会福祉協議会からの委員の追加で女性委員が4人となっています。

女性委員が今回ゼロになった県がありますが、こちらはもともと充て職でポスト指定されていた方が女性であったところ、その方が人事異動でそのポストを離れ、次の方が男性になったため、女性委員がゼロになったということが理由として挙げられます。

政令指定都市です。仙台市ですが、女性委員が2名であったところに充て職の職員について柔軟に対応したり、NPOや児童福祉関係の団体の代表者の方を委員としたことにより、2名から10名に増えています。相模原市は女性を3名増加させています。神戸市、岡山市も女性委員を増加させています。

地方防災会議の委員の状況につきましては、以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、消防庁から説明をお願いします。

○中垣内消防庁補佐 おはようございます。

消防庁消防救急課の課長補佐をしております中垣内と申します。よろしく申し上げます。

私からは、消防に関連する女性のうち、消防職員について、御説明をしたいと思っております。資料2でありますけれども、恐縮ですが、その裏に「女性消防吏員の推移」というのを付けてございます。こちらからまず全体の概況を御説明したいと思います。

資料に直接書いていないことで恐縮でございますけれども、そもそものお話から申し上げますと、日本で初めて女性の消防吏員を採用したのは昭和44年でございます。川崎市で初めて採用したということでございます。その後、順次消防吏員の採用が拡大いたしまして、平成6年に労働基準法の一部改正がありました。どういう改正内容かと申しますと、女性労働者の深夜業務への従事制限が解除されたということでありまして、これに伴いまして御案内のとおり救急とか消火、これは夜でも昼でも出なくてはいけないという業務がありますが、これについて女性が参加できるようになったということでございます。そういう経緯を踏まえて、表のほうでございますけれども、平成7年以降、御覧のとおり数はかなり増えてきているということでございます。

ここには書いてございませんけれども、全体の男性も含めた消防吏員における割合について申し上げますと、平成7年当時はまだ0.51%にすぎませんでした。それが順次女性の割合も数とともに向上してまいりまして、平成15年に1.16%ということで、初めて1%を

超えたという状況でございます。そして、一番右の平成 23 年度のところで、2.01%の割合の方が女性であるということで、初めて2%を超えたという状況であります。

遅い歩みと御指摘を受ける向きもありますけれども、着実に女性の参画は進んでいるのではないかとございまして。

こういう中で、消防庁としてどういう取組をしているかということでございまして、前の頁に戻っていただきます。

○が三つございまして、これはいずれも平成 16 年に消防庁から出している通知でございます。それ以降、平成 20 年度にちょっとした通知を出したぐらいで、余り目立った取組はしておりません。これについては働きかけをもっとする必要があるとは思っておりますけれども、差し当たってこの内容について簡単に触れさせていただきます。

まず、平成 16 年 2 月 6 日の通知であります。これのもともとの背景は、ILO の 111 号条約の批准に向けた検討を厚生労働省が行っているという環境の中で、消防職員についても前提の見直しといったものを各消防本部に消防庁から働きかけるという環境のもとでの通知でございます。

内容としては3点ございます。

「①採用について」ということで、これは当然の話でありますけれども「男女の区別ない平等な受験機会」ということでございまして。特に現況としてございまして、受験者を募集した時点で男女別の採用予定、採用枠などをあらかじめ示すというようなことは、固定化されてしまいますので望ましくないということを言っております。

「②職域」、警防業務というのは、要するに火を消したり救助をしたりというような業務でございます。「警防業務の職域すべてから女性を排除することは適当ではない」。すなわち、それまでは傾向として女性の消防職員が就く業務というのは、往々にして火災予防の職務に配置するような傾向が強かったということがございまして。反面、現場活動、第一線でホースを持って消火し、救急に対応するといったポストに女性を配置することが余りなかったという偏りがございましたので、そういうことは適当ではないということでございます。

「③消防庁舎の整備」でございます。これは職場環境の整備ということでございまして「女性用の仮眠室、女性トイレ等の計画的な整備を図ることが望ましい」といった趣旨のお願いをしております。

それを若干かみ砕いて更に通知をいたしましたのが、次の○の通知でございます。ここで言っておりますのは「①重量物を取り扱う業務」ということについては、女性に従事させることは適当ではないという傾向がございましたが、よくよく検討してみると、女性に対応できないような重量物を運ぶというケースは余り想定できないのではないかとということ。これはお願いをしておることなのですけれども、消防本部は重い物を運ぶというのは女性にとって負担があるという認識をお持ちで、救急車で人を搬送する、担架で運ぶというのもやめさせようという傾向もあると聞いております。そういうことは適当ではないと

いうお話をしております。

「②有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」。これについては母性への影響というものを鑑みまして、女性というものを特殊災害、毒劇物が立ち込めるような、ガスが立ち込めるような場所において現場活動させるのは適当ではない。ここは従来の見解を踏襲しているということでございます。

「③職場環境の整備」ということでございますが、これは先ほどの庁舎の整備に加えて、色々な女性特有の問題、セクシュアル・ハラスメント等々の問題について、上司に相談できる体制を整備してくださいというお話をしております。

最後の通知でございます。「女性消防職員の採用に係る留意事項について」ということでございますが、これについても確認的な通知であります。①は採用試験の、先ほど申し上げた「女性に対する平等な受験機会の提供」。「②採用試験の認定と評価に当たっての留意事項」ということでございますが、特に「採用試験の認定にあたり、女性の採用が事実上困難になるような試験にならないよう配慮すること」ということでございます。具体的には、体力試験というものが採用のときでございますけれども、そこで種目とかあるいは点数を人為的に操作して、女性が結果的に少なくなるような仕掛けをしてはだめだよというお話をしております。「③体力試験の判定基準」ということでございます。これについては何が何でも絶対値として必要な体力というものは、男女それぞれ全く平等に機械的に適用されるということに別にこだわる必要はなくて、それは男女の体力上の特性を踏まえた柔軟な取扱いをすることは平等原則に照らして何ら違和感はないということでございます。そのような通知を出して消防本部のほうに働きかけをしております。

通知以外では、消防庁から消防本部に対して数々の研修あるいは講義をする場がございます。そういう場において、女性総合職員の採用であるとか、職域拡大について働きかけをしているという状況でございます。

駆け足になって恐縮ですが、消防職員については以上でございます。

○小林消防庁災害対策官 引き続きまして、消防庁防災課で災害対策官をしております小林と申します。

私ども消防団員の充実強化ということで取り組んでおりますので、その概要を簡単でございますが、御説明させていただきたく存じます。

まず、お手元の「消防団・消防団員の現況」と書いてある資料を御覧いただければ幸いです。ポイントだけかいつまんで申し上げますと、消防団員の数について下の方でグラフを書いております。昭和29年には消防団員は200万人を超えておったわけでございます。その後、消防の常備化と申しまして、消防団というのは非常勤の方にやっていたのですが、職業的な公務員で消防活動をなるべくやっという流れや、昨今の社会情勢等々を受けまして、消防団員の数は減っておるところでございます。平成24年の速報値でございますが、現在87万4,000人余となっております。これが消防団員全体のトレンドを示すものとして御覧いただければと思います。

それを踏まえた上で、次の頁を御覧ください。こちらがその中で女性消防団員の方の数の推移を示したものでございます。平成19年からの資料になっておりますが、全体87万4,000人余のうち、女性の消防団員の方の数は2万人ということで、全体の2.3%でございます。まだまだ少ないではないかという意見もあろうかと思いますが、こちらは年々増加をしておるところでございます。

先ほど1頁目で見ていただいたように、消防団員の総数が減っていく中でも、女性の団員数については年々増加をしておるところでございます。5年前が大体1万5,000人だったので、それから比較すると今、1.3倍ということで、4,600人ほど増加をしておるところでございます。

消防庁といたしましては、消防団は地域防災の担い手として非常に重要であるということで、入団促進ですとか様々な取組を進めておるところでございます。その中でも女性の団員の方に非常に活躍をいただいておりますので、入団の促進の中で特に女性の方に入っていただきたいということで、力を入れた広報などの取組を行っておるところでございます。

続きまして、3頁目と4頁目は、時間の都合もあろうかと思っておりますので、詳細な説明は割愛させていただきたく存じますが、女性の消防団の方の様々な取組の事例を掲載いたしております。

3頁目が茨城県阿見町の消防団員でございます。平成16年に女性のみの女性部として発足したわけでございますが、現在11名の方が入団しております。年間の行事への参加とか、防火指導とか応急手当の指導等々様々な活動を行っているところでございます。

最後、4頁でございますが、津市の消防団で、デージー分団というものでございます。ちなみにデージーというのは花でございます。ヒナギクのことでございますが、「火がなく効く」ということで、要は火災を起こさないという意味でございます。そういった形で様々な活動を今行っているところでございまして、消防庁といたしましても、引き続き女性団員を含めた消防団員の入団促進に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中野渡補佐 資料2の最後に「全国避難者情報システムについて」という資料が付いています。こちらは前回までの有識者の意見の中で、全国避難者情報システムを使って避難者の把握をした上で、避難者に対する支援ができないかという御意見があったことから、そのシステムの概要の資料を御参考までに付けています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 内閣府の防災部局、消防庁からの説明に対して、皆さんから質問、御意見を伺いたいと思っております。

質問もさることながら、意見をなるべく出していただきたい。意見の取りまとめをしたいので、皆さんから、今の説明に対してこういうふうにするべきではないかといったような意見がありましたら、是非お願いできればと思っております。

○奥山委員 一つは、中央防災会議とか、私どもの仙台市にも防災会議というものがありますが、地方の防災会議では、ただ今の御説明にありましたように、充て職の方が非常に多い構成になっているわけです。その中で、色々な形で今回、女性をより委員として入れやすいようにという形にさせていただいたことは、仙台市としても大変ありがたく思っております。私どもの市もそういうことも踏まえつつ、まだ不十分ですけれども、若干ながら女性が占めるパーセントを上げることができたわけです。

ただ、課題は、委員の人数が途方もなく多くなるという、そもそもの構造にあるような気がするのです。私どもも総勢 70 人になってしまったので、これは市長も自らを反省しながら言うところなのですけれども、一般的には審議会の委員というのはせいぜい 25～26 人ぐらいでもマックスではないか、運営しやすさかからいえば 15～16 人かという感じがするのです。防災の関係者というのは本当に多いのですけれども、本体の委員を多くしてしましますと、結果としてめったに開催できないので、防災会議そのものが非常に形骸化をして、一番最初に顔を合わせて、次に開催したときはもう中間案ができていて、最終答申をしゃんしゃんと手を合わせて、3 回開いたら防災計画の見直しが終わっていたというようなことに、仙台市であるとそうなりすぎるわけでございます。

多くの方の意見を聞くのであれば、ヒアリングとか色々な形がありますし、必要であれば専門部会を設けてもいいのだろうと思います。総数が充て職で非常に多いという状況を改善していただくのが、この防災会議が実効性を高めて、なおかつ女性のパーセントを上げる大きな方策ではないかと、日頃自らの反省も含めつつ思っておりますので、一言その点をコメントさせていただきたいと思います。

あとは、資料として、もし、今日でなくても結構ですので分かれば教えていただきたいと思いましたが、女性の消防職員の登用ということですが、なかなかこれは数が増えていかないというのはそのとおりかと思えます。仙台市でもやはりそういう状況は見えております。一つお尋ねしたいのは、平均勤続年数がどの程度伸びているのかということ。採用枠が広がることも大事ですけれども、消防行政の中で女性が活躍していくためには当然ながらポストが上がらなくてはなりません。平均勤続年数が伸びないと、それは実現しないと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思えます。特に平成 7 年から 16 年経っておりますので、一般的な感覚から言うと、そろそろ係長職には就いていい頃かと思えます。全国の中で女性消防吏員の方で係長職に就かれている方の割合などがもし分かれば、実際的な登用が数だけではなく質の面でも上がってきているという確認ができるのではないかとと思ひまして、その点について教えていただければありがたいと思ひます。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。今の質問に対して、消防庁、いかがでしょうか。

○中垣内消防庁補佐 お答え申し上げます。

勤続年数についてでございます。先ほどお示ししたペーパーとはベースが違い、なおかつ若干古いデータになりますが、平成 19 年当時、5 年未満でお辞めになる方が女性職員全

体の48.7%ということでございます。5年以上10年未満の方が23.1%。そこから10年から20年、20年から30年となるのですが、母集団がそもそも小さいので余りデータのには有意性があるのかどうかわかりませんが、傾向といたしまして、30年以上35年未満、ないし35年以上40年未満という方がそれぞれ10%程度おられるということで、30代でM字カーブがございます。一旦それを超えれば勤続していかれるという傾向が若干見てとれるかなということでございます。なお、この傾向については、従来から変わっていないということでございます。

ポストについてでございますけれども、例えば係長級以上を、平成15年から平成19年までで比較いたしますと、若干伸びておりまして、平成15年におきましては係長級以上の方が女性職員の4.0%でありましたのに対して、平成19年、4年後ですが、4.6%ということで、少しずつではありますが伸びているといった状況でございます。

これでお答えになっておりますでしょうか。以上でございます。

○奥山委員 ありがとうございます。

消防はやはり泊まりとか色々な勤務形態の中で、小さなお子さんがある時期には非常にハンディが大きくなる職場なのだろうと思います。ですから、看護師さんですとそのために保育所を併設するとか、様々な対策が必要になってくると思うのですが、今後消防女性吏員を登用していくためには保育との両立をどうするかというようなことを、消防行政としてもより具体的にお取り組みになる、若しくはそういった検討を進められるということが必要ではないかと思っておりますので、その件についてだけ発言を加えさせていただきます。

○岡本委員 御説明ありがとうございます。

今の関連で、消防職員のところなのですが、ちょっときついことを言うようですが、この通知を見て非常に驚いたことがあります。恐らく、男女雇用機会均等法が適用されないということなのだろうと思いますけれども、例えば平成16年2月の通知でも、職場環境の「計画的な整備を図ることが望ましい」と記載されています。これは努力義務ということなのでしょうけれども、女性が採用されて増えていく中で、まして泊まりの勤務もある中で、こうした職場環境の整備を図ることが「望ましい」と書かれていること自体が、正直言って非常に遅れていると思えました。

もう一つ、次の○の③のところも、セクハラ防止などということでおっしゃっていました。これも「努める必要」と記載されていますが、男女雇用機会均等法では措置義務になっているわけです。企業ではきちんと相談窓口も含めて措置をしなければいけないことになっていることなども見ますと、こういったことが遅れているとすれば、やはり今、おっしゃったように48.7%の方が5年以内に辞めてしまうという状況があるのかなと正直言って感じました。仮眠室とか女性トイレなど、予算がかかるということも本文には書かれてありますけれども、これらは働くための基本的な環境だと思いますので、まだ十分に全国的に整備されていないのであるならば、きちんと取り組んでいただきたい

と感じました。

それから、これは対応できるのかどうかは分かりませんが、今回の東日本大震災の中でも仮設住宅や避難所の話が色々と出ました。恐らく、消防署の方たちは、地域の消防団であったり、町内会などの方たちと比較的密接な関係をもっているのではないかと思います。日頃からそういったところとのネットワークをお持ちなのではないかと思っています。その方たちと男女共同参画の視点での意見のやりとりというのでしょうか、本来は消防署の範ちゅう、管轄ではないのかもしれませんが、接点としてあるとすれば、地元の方たちとの意見交換のところで意識して、東日本大震災で起こった問題をお話していただけることができればいいと思います。色々と見聞きをしている中で非常に強く感じています。できるかどうか分かりませんが、要望としてはお願いしたいということです。

それから、地域防災会議の関係です。連合でも10月末に女性集会というものを開催しました。今回も850の方が全国から集まり、初めて女性と防災というテーマで分科会を設けました。これには内閣府の方にも助言者として来ていただきました。そのときに、地域の方たちから出ていたのは、地域の文化といいますか、そういった男女の役割分担意識が特に強い中で、なかなか地域防災会議に女性に入ってもらいにくいという話が出ていました。連合としては自治体に要請をしてほしいということも申し上げたのですが、今回配布された資料1-2を見ますと、例えば東京都であったり、愛知県といった大都市を抱えたところで女性委員がゼロという状況になっています。東京都などはまさにこれから災害が起こり得るということで、様々な措置をしているところだと思うのですが、これを見ますとトップリーダーの意識、これを管轄するところの意識というものが、もしかすると大きくこの人数を左右しているのかなと思いました。

○鹿嶋会長 消防庁で何かコメントありますか。

○中垣内消防庁補佐 こちらでも検討してまいりたいと思っております。

○大谷委員 今の東京都のことに関連して引き続きですが、私自身東京都民で、本日この数字を見せていただいて、個人的にはショックを受けました。もちろん国から東京都への働きかけとしてできることには限りがあると思います。資料1-2は、「平成24年版男女共同参画白書より」、「内閣府男女共同参画局調べ」ということでお配りいただいているのですが、私自身は少なくとも本日まで知らなかったのが恐縮なのですが、例えば東京都民である女性の私たちがこういうデータについて、すぐに男女共同参画局のホームページ等で分かるような形になっているのかという質問が1点です。私たち東京都の女性自身が関心を持つという意味でお尋ねしているのです。

もう一つは、日本弁護士連合会に男女共同参画推進本部がありまして、私はその委員ですが、弁護士会の中の委員会の男女比率を上げるために、女性ゼロ委員会というものを毎年調べまして、委員の改選時期に合わせて、毎年、「そちらの委員会は女性がゼロなので委員改選に当たり女性を増やされたい、入れられたい」という通知を送る取組をしてお

ります。

そういった意味では、この地方防災会議における男女共同参画の推進ということで本日お配りいただいた資料のうち、改正前に一度男女共同参画の推進ということで、その時点の法律の下でできることに取り組まれないという通知をなされた後に、改正法についての運用通知をなされていると思います。後者の平成24年6月27日付けの通知では、もちろん男女共同参画の推進ということが2頁の(3)のところに出てきてはいるのですが、改正法についての通知だったからだと思うのですけれども、全体としてちょっと埋もれた印象を受けました。

例えば毎年ですとか、あるいは改選時期が都道府県ごとに違うのかもしれませんが、毎年、「現在データがこうなっています」「特にそちらは低いです。これは何とかしてください」といったことを男女共同参画の推進ということで取り上げて出すという取組はどうだろうかと思いました。というのは、充て職でも女性を増やしていくということは可能でしょうから、もしかすると女性が入るチャンスというのは日々あるのかもしれませんが、これは質問というよりも提案として申し上げます。

それから、先ほどの奥山委員の御発言に関連しますが、本日の御報告の中で、多様な主体の参画ということで15条についての御説明がありました。ただ、15条そのものを見ますと、説明の中では女性というのが出てくるのですけれども、法文上には出てきていないという理解でよろしいのですね。これは奥山委員も御指摘されたのですが、私は女性が主体として委員という立場で参画することはもちろん大事だと思うのです。他方で、男女共同参画の推進という意味で言いますと、女性の視点の反映ということが大事で、それは単に女性が防災会議にメンバーとして参加しているということだけではないのです。男女の性別役割分担が起きていることをよいとして申し上げるつもりではないのですけれども、現実の問題として、女性が普段から生活や地域、コミュニティの中で、生活者としての視点というものを大変多く持っていることから、そういうものを生かしていく必要があるという点が忘れられてはいけないように思います。

その意味で、今の15条の法文の書き振りで「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」となっていますので、その中に女性が入ってくるとは言いながら、普通的生活をしている普通の家庭の主婦など、そういう方たちの視点というのがなかなか入りにくいのかなという点を若干懸念いたしております。単にメンバーとして増やしていくことだけではない、女性の視点の反映、取り込みというものをしていく必要があるのではないかと思います。これは意見です。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○恩田調整官 まず、ただ今の御質問の1点目で、ホームページ等で分かるようになっていくのかということでございます。これにつきましては、男女共同参画局のホームページで、今年から「見える化」ということで、日本の全国地図に都道府県別に、例えば防災会議の委員に占める女性の割合についてパーセントごとに色を分けて、分かりやすい形にし

て掲載しております。また、各都道府県の管理職の状況なども掲載しております。

また、その結果については、今年も各都道府県や市町村に、こういった結果になっていますということを通知しております。また、委員の改選ということもありますので、そういったことも見ていただきながら女性委員を増やしていただくように、来年度以降も毎年1回ずつやっていきたいと思っております。

○二宮委員 御説明ありがとうございました。

ただ今、幾つか論点が挙がってきたかと思うのですが、例えば資料1の6頁の(3)の①のところで組織の構成についての説明をしています。都道府県等にこういったことを伝える場合には、技術的助言という形で予防線を張っているはずなので、本来は、地方防災会議であれば、女性議員がゼロのところをゼロにするという政府の目標があるので、それに近づけるべきということを伝えるべきかと思えます。あるいは、地方の審議会として扱うのであれば、女性委員の割合は30%が目標として設定されているということを毎回きちんと伝えていくことが必要です。その意味で、この部分の書き方等についても、もう少し工夫の余地があるのではないか、ゼロ状態をいかにして早くなくしていくかというための一つだろうと思えます。

その際に、奥山委員から、委員の総数が多くなり過ぎるという話が出ておりますが、この前2回のヒアリングにおいて色々聞いたところでは、実際に神戸から東日本に伝えていく際に、やはり女性の視点が大事だと言われていたけれども、それが日頃からの活動中のところでうまく反映されていなかったのも、事実上機能しない部分があったということが訴えられていました。次の防災にはこのところをきちんと入れ込んでいかなければいけない。

そうだとすれば、防災会議にいわゆる充て職の委員が多く出てきて、肥大化するのであれば、また、庁内の会議と同じような構成と変わらないのだとすれば、少し階層化を図って、下のところで専門家委員の部会、ワーキンググループなどを設けるような形でもっと積極的に伝えていって、そこで女性の声を吸い上げていく。とにかく色々なところの階層化、組織化を図っていくことが大事ではないかということです。

あとはこれもヒアリングの中で出てきましたけれども、基本的に専門家委員だけではなくて、地域に活動しているNGOなどの声をどのように吸い上げていくかということが大事で、その日常的な連携が必要だという話が常に指摘されてきたこの2回だったかと思えます。その意味で言えば、防災会議の下のところで階層化していくときに、NGO、NPOとの連携の部分で、女性団体等の色々な意見を吸い上げる場所を防災会議の下にセットしていくような形で、上部の肥大化の問題を解消していくなど、もう少し色々な仕掛けが必要になってくるのではないかと思いました。

16頁の(4)で「防災教育の実施」という事項が挙がっています。この「防災教育の実施」に関して、テキストやマニュアルを配布するといった指示が記載されているかと思えますが、この部分でも、先ほど大谷先生がおっしゃっていたように、いわゆる男女共同参

画の視点とか女性の視点という言葉をもう少し積極的に伝えるのであれば、こういうところで細かく入れていく。今回も、マニュアル、研修のテキストを作る際に女性の視点をを入れていくことが大事だということが、これまでの会議で確認されてきていることなので、今後通知していく際には（４）のような既述のところにおいても、より積極的に男女共同参画の視点の重要性というのを発信していく必要があるのではないかとということでございます。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。廣岡委員、どうぞ。

○廣岡委員 質問というより感想に近い意見です。今、地方自治体で防災計画を策定するときなどに、男女共同参画の視点が必要だということで、男女共同参画推進委員会等が取り組んでいるのですけれども、例えば備蓄する品物の中に女性の下着をきちんとそろえてくださいといったことが多くて、防災計画とは何ぞや、男女共同参画の視点は何ぞやなどという点の認識や理解が少しあやふやだという感じがします。どこでもというわけではないのですけれども、そういうところが多いように思います。

先ほど奥山委員がおっしゃっていた、女性会議で出てきた全国女性会館連絡協議会のような場で統一的な取組をしたらどうかというお話を、なるほどと思って聞いていました。防災と男女共同参画という視点での情報提供をしていく必要があるのではないかと思います。同時に、地域におけるそれぞれの女性団体でそういった取組を少しずつして行って、機運を盛り上げていく必要があるのではないかと感じています。

○松下委員 私は静岡市の女性会館の仕事をしておりますけれども、静岡市の女性の防災会議委員のうちの一人でもあります。これは充て職ではありません。静岡市の防災担当の若手職員が、私たちが阪神淡路大震災以降、女性会館で度々行っている防災関連の事業に参加してくれて、そういう視点を持っている人が委員にいることは大事だということで推薦してくれたためだと後から聞いております。

このように、各地の女性関連施設には防災や減災に大変真剣に取り組み、勉強している者がたくさんおりますので、防災会議で女性委員を増やしたいというときには、各地にある女性関連施設を是非利用していただきたいということをお伝えしたいと思います。

それから、消防職員の中で「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」という部分です。母性を保護していただくということは大変ありがたいことです。他方で、そこが強調されて、女性だからこういう仕事、男性は使命を強調されてより危険な仕事ということは、男女いずれにも性別役割分担を強調することになるので、この点には留意していただきたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 なかなか難しいけれども、今、言ったことは非常に理にかなったことだと思います。消防庁からは何かありますか。

○中垣内消防庁補佐 若干私の説明不足があったと思うのですけれども、いわゆる NBC 災害と言われます核だとか生物だとか化学的な災害について、ごく例外的な部隊なのですけ

れども、特殊部隊が設けられることがあります。そういった部隊は非常にリスクが高いので、女性労働基準規則の指針に鑑みて、できるだけ配置しない方がリスクは低いという意味でございます。ですので、他の一般的な災害における救助とかレスキュー、火災現場等には、今徐々に配置が進んできているという状況でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

内閣府防災部局と消防庁からのヒアリングはこれで終わりですので、御退席して下さって結構でございます。ありがとうございました。

続きまして、復興庁から説明をお願いします。

○藤澤復興庁参事官 復興庁の参事官をしております藤澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料3を用意させていただきました。パワーポイントの資料で基本的に御説明を基本的にさせていただきたいと思っております。全6頁の資料のうち、最初の3頁までが復興庁全体の概要の資料となっております。簡単に御説明させていただきます。

1頁目を御覧ください。復興庁は御承知のとおり、本年2月10日に発足した組織で、前身は東日本大震災復興対策本部事務局でありました。

復興庁は大きく分けますと所掌事務は、内閣の立場から行政の各部署の施策の統一を図るために必要となる企画立案や総合調整を行うというものが一つ。もう一つは、各府省と同様に、内閣の統括の下に行政各部として行う個別の事務を行うというものがあります。具体的には1頁の2の①の復興に関する国の施策の企画や調整と、②にあるとおり、地方公共団体との関係では一元的な窓口ということで、ワンストップで様々な御要望をお受けしたり、助言したりということもさせていただいております。

それから「4 設置期限」ということで、震災発生年から10年間ということで、平成32年度までの時限的な組織になっております。

2頁が体制図でございます。復興庁本庁と、岩手、宮城、福島にそれぞれ復興局がございまして、職員約330名という体制になっており、青森、茨城には別途事務所を設けております。

また、2頁の下の真ん中あたりにあります閣僚をメンバーとする復興推進会議、有識者の方々をメンバーとしている復興推進委員会がございまして。復興庁設置法に基づく復興推進委員会は、復興庁発足前は復興構想会議と言われていたもので、その後継組織のような位置づけになるかと思っております。前身の復興構想会議では女性委員が1名だということで色々御批判もいただきましたが、男女共同参画を始め、色々な視点を取り入れていくことが重要だということで、この復興推進委員会では、今のメンバー14人のうち女性は4人で、特に被災者支援の部分等で積極的に御意見を頂いているところでございます。

3頁は「復旧・復興の現状と課題」です。震災から約1年8か月になり、一定の成果や進捗も当然ございますが、同時にまだ課題もあるということで、ここでは主な四つの項目を整理させていただいております。

「1. 被災者支援（孤立防止と心のケア）」を御覧ください。発災直後は約50万人いらっしゃいました避難者が、今の時点では約30万人ということです。それから、当初は当然、避難所に大勢いらっしゃいましたけれども、今は仮設住宅や借り上げた民間住宅への入居が進み、避難所自体は1か所に減少しております。ただ、仮設住宅への移行等の中で、コミュニティの弱体化や、あるいは被災者の孤立化が問題となっておりますので、見守り活動や心のケア等、孤立防止といった観点からの支援の強化が課題となっております。

「2. まちの復旧・復興」では、応急の復旧自体は福島警戒区域等を除いてほぼ完了しております。また、公共インフラの本格的復旧・復興も当初の事業計画や工程表どおりに進捗をしており、これからは（2）にありますように、住宅再建や高台移転が特に重要な時期となっております。

「3. 産業・雇用」という部分ですが、被災地域全体の鉱工業指数は震災前の水準まで戻りつつあり、本格的な産業の復興、雇用に関しても大分よくなってきてはいますが、ミスマッチの解消というのが大きな課題です。

「4. 福島の復興」ということでは、福島県全体では避難者が今、約16万人、そのうち避難指示区域からの避難者の方が約11万人で、避難区域の見直し自体は順次進めているところですが、ここに書いてありますように、帰還支援、長期避難されている方々への対応が重要な課題でございます。

福島に関しましては、私からこの資料で説明させていただいた後、また補足をさせていただきたいと思っております。

4頁以降が「復興庁における男女共同参画に係る取組」についての部分でございます。一番上に青点線の枠囲みで書いてありますが、去年7月の復興の基本方針の基本的な考え方でも、大きく「復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する」と書かれております。この基本方針は参考資料にも付けておりますので御覧いただければと思います。当時、東日本大震災復興対策本部、現地には現地対策本部というのがあったのですが、その事務局に「男女共同参画を推進する体制を設ける」と、最後の部分に書かれておりました。昨年9月から東日本復興対策本部事務局に「男女共同参画班」を設け、復興庁に引き継いでいるところでございます。3県の復興局にも当然「男女共同参画担当」を置いております。さらに、今年度からは知見のある方々を非常勤職員として5名採用し、被災地の現状把握や事例把握等、現地での活動にも積極的に活動してもらっているところでございます。

「これまでの取組」について、4頁から5頁に六つ項目を分けて書かせていただきました。時系列で並べております。

復興の場面といっても大変広く、これは復興に関する全ての施策を復興庁が実施しているわけではないわけです。多分、内閣府の男女共同参画局とも同じだと思いますが、復興庁の役割は総論的には1頁のところでおし上げたとおりに、個々の分野に関してはそれぞれ専門の府省があって対応いただいているところです。男女共同参画に関しては、基本方針

に書かれている基本的考え方が、実際に個々の分野で実践いただけるように、今、総括的な視点から取組や、自治体が復興計画を作ったり、復興計画を実際に実施したりという部分に関して、特に女性の参画を促進するということを中心担っているところです。

1番目から簡単に紹介させていただきます。これも復興庁発足前の東日本復興対策本部事務局だった去年の12月です。先ほど申し上げましたように、基本方針の基本的考え方では、女性の参画を促進するとされておりますが、その他にも多様な視点の反映というのがきちんと書かれておりますので、被災3県に対し、内閣府等の関係部局と一緒にその点をしっかりお願いしますという周知をさせていただきました。その文書自体は参考資料2に付けております。

2番目のロードマップの作成・公表は、復興庁発足後の今年4月にさせていただきました。ロードマップ自体は参考資料3で、他に別添1、2を付けております。これは男女共同参画班とNPO、ボランティアを支援する班と一緒に作ったものです。復興ニーズというのは復興段階によって多様化しています。そういうものに柔軟に対応するのは行政だけでは当然できませんし、どれか一つの担い手だけがやるというのではなかなか対応しきれない部分もありますので、多様な連携が必要となります。また、多様な連携をしていくためにはみんなで共通の課題や目標を設定して、それを目指してやっていくことが必要という考え方から、これからの約3年間において目安となる目標や取組を五つの分野に関して提示したロードマップとなっております。

この五つの分野の中の順番的には最後になるのですが、「多様性への配慮」ということで、女性も含めて各年に目安となる状態目標というものを記載しております。これを基に各地域それぞれの担い手ごとに自分たちがどのようにしていこうかということ、別添2のワークシート等を使っていただきながら議論していただくきっかけになればという思いで作らせていただきました。

これまでの取組の3番目では、自治体における復興計画の策定状況について取りまとめて公表しました。これは6月に実施したのですが、同じ6月に内閣府男女共同参画局で発表された男女共同参画白書にもその結果を掲載させていただいております。4月時点の調査結果では、参考資料にも書きましたように、復興計画を策定済み、策定予定の43市町村のうち、外部有識者を含めた委員を設置していた38市町村の委員が合計で751人いらしたのですが、そのうち84人、約11%程度が女性だった。その時点ではかなり低かったという結果になっておりました。女性だけではなくて、例えば高齢者とか障害者も含めた広い意味での男女共同参画の観点からどのような記載がされているかを、実際に計画を策定済みの39市町村について全部調べたものを一覧表にいたしました。その資料はそれぞれ別添1、別添2に詳しく載っていますので、また後で御参照ください。

その結果を踏まえて、資料3の5頁の4にございますとおり、復興大臣からも被災自治体に働きかけをいたしました。特に同じ被災地の他の市町村はどういう状況かを是非情報共有していただくということと、女性委員の数にしてもまだかなり少ない状態で、女性委

員がゼロだった市町村もありましたので、これから復興計画を作る市町村、既に作り終わっていても、これから例えば地区別とか分野別に更に具体化をする市町村、それぞれ色々な段階があるのでしょうかけれども、積極的に男女共同参画に取り組んでいただきたいということを、目的として、資料を含めて情報提供し、働きかけをさせていただきました。その公表資料が参考資料5として付いていますので、後でまた御覧いただければと思います。

5番が、7月に仙台で開催させていただきました起業支援セミナーでございます。被災地での女性の就業、特に女性の雇用は厳しいということから、女性の就業・起業を支援するという意味で、せんだい男女共同参画財団にも大変色々とお願いをさせていただきました、内閣府と復興庁と当該財団の三者の主催で、起業支援セミナーを開催させていただきました。

最後に、6番は、できたばかりのものですが、参考事例集を公表させていただきました。参考資料7にありますので、是非御覧いただければと思うのですが、抽象的に「やってください」と申し上げるだけでは必ずしも具体的な取組につながらない場合もあるのではないかと思います。被災自治体、復興に向けて活躍していらっしゃる方々の参考となるように、まちづくり、それから仕事づくり、暮らしという三つの分野に関して、女性が活躍している事例、あるいは女性を支援している事例について収集した事例を第1弾として取りまとめました。少し字が多い部分もあるのですが、これを見ていただいて取り組むきっかけやヒントにさせていただくためにも、少し詳しくに書かせていただいています。まだ9事例しか整理できていませんが、今後も引き続きこういう事例を収集、公表して被災自治体等にも周知をして、各地域で取組が促進されるように思っております。

資料3の6頁目、今後の予定の2番、3番でございますが、2番目に書いてありますのは「まちづくり」「仕事」「生活支援」の分野に関して、今、現地に行って現状や課題を把握し、1番と重なる部分はありますが、参考事例の収集をしているところでございます。また、被災地の方々や復興に取り組んでいる方々に何か提案できるものがあれば、そういうものがまとめられれば良いと思っております。

3番は、内閣府男女共同参画局との連携で、男女共同参画の視点から見た被災地の現状と課題の状況を把握するために、被災自治体を対象にこれから調査を実施し、今年度中に取りまとめることを予定しております。それに我々も一緒に協力させていただくという部分と、その中で、先ほど6月に取りまとめたという被災自治体の状況について、フォローアップもさせていただきたいと思っております。同じく内閣府男女共同参画局で検討されている今年度策定予定の震災対応マニュアルに関しても、協力、連携をしていきたいと思っております。私も1年ちょっと前まで内閣府男女共同参画局におりましたし、内閣府男女共同参画局の審議官を始め復興庁に併任発令をかけていただいている職員の方々もいらっしゃるのです、連携をしっかりと取りながら、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

引き続き福島に関して御説明させていただきます。

○西田復興庁補佐 同じく復興庁で、主に福島の復興を担当させていただいております西田と申します。

先ほど藤澤から御説明申し上げましたが、3頁にお戻りいただいて、若干補足をさせていただければと存じます。

先ほども御説明申し上げましたように、福島に関しては、まさに津波、地震被害のみならず、原子力被害という大きな問題がありますので、特にこれを取り上げて、福島の復興という一つのアジェンダにしているところでございます。福島復興再生特別措置法に基づいた基本方針に即して各種施策を進めております。

大きく分けますと(2)と(3)です。(2)は、避難指示区域に指定されたことにより強制的に避難させられている方々のうち、線量の低い地域にお住いの方について、その区域の見直しをして、順次帰還を促進していくこととなっています。

(3)は、避難指示区域のうち、線量が高くてしばらくの間帰れないという方、つまり長期避難者への対応です。先ほど申しましたように、仮の町とか町外コミュニティと言われておりますが、どこか別の場所でお暮らしいただけるような施策を進めていかなければならないことなどです。これらは主に、避難指示区域、すなわち強制的に避難させられた地域の方々に対する対応ということが中心です。

また、これはまだ緒についたばかりで、まだ取組という形で文書にしておりませんので、口頭で申し訳ございませんが補足させていただきます。言葉が適切かどうかは別として、我々は自主避難と呼んでおりますけれども、避難指示区域ではないけれども比較的線量の高い地域の方々が、自主的に避難なさっています。その方々に関しましては、国の施策がなかなか行き届いていない。ただ、そのような方々もしっかりと支援していかなければならないのではないかとということで、先般、子ども・被災者生活支援法が議員立法という形で国会で成立いたしまして、取り組んでおります。

避難指示区域の方々とは違って、生活の拠点は何らかの形で置いておかないといけないけれど、子どもはせめてもっと線量の低い地域へということで、家庭が分断されて避難されている方が多い。実際には、子ども1人で避難するわけにはいきませんので、お父さんかお母さんがついていくわけですが、圧倒的に母子避難の方が多という実態がございます。その方々に対してどういった形で御支援するのかということについて、子ども・被災者生活支援法に基づく基本方針の中で今後決めていかなければならないという課題がございます。今、自主避難している方々との意見交換を続けております。そういった中でどういった御支援をしていくのかということは今後検討していきたいと思っております。

結果としてではございますけれども、意見交換においては、女性の方々からの御意見が圧倒的に多いというのが現状でございます。そういった女性の方々の御意見を踏まえて、今後子ども・被災者生活支援法の運用に鋭意取り組んでいきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、補足は以上とさせていただきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から説明をお願いします。

○森實厚生労働省調査官 厚生労働省雇用均等・児童家庭局の森實と申します。よろしくお願ひします。 厚生労働省に対しては事前に事務局から4点が説明事項として求められておりましたので、それについて御説明させていただきます。一つ目は、災害救助法の課題。二つ目は、災害弔慰金の支給要件について。3点目は、女性の雇用対策。4点目は、応急仮設住宅における課題ということで御説明したいと思ひます。

資料4になります。

まず1点目、2頁でございますけれども、災害救助法についてでございます。特に現物支給についての御説明をさせていただきます。

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体等との協力の下に、応急的に必要な援助を行って、被災した者の保護等を図ることを目的としている法律でございます。この法律においては、避難所、応急仮設住宅の設置のほか、食品、飲料水、被服、寝具等の支給等の救助の種類が定められるとともに、救助の程度、方法及び期間については厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が現物で行うとなっているところでございます。

災害救助法に基づく救助は、応急的に、現に救助を必要とする者に対して行うものということでございます。現物給付としている理由としましては、災害発生時においては食料品等の流通経路が混乱していることなどが想定されまして、現金給付になりますと、確実かつ適正な救助が行われるかということが不明確になるためでございます。

現金給付にした場合に懸念されることとしましては、例えば食料品店等、お店が被災して営業ができていないということや、流通経路が遮断されたことなどによって、そもそも現金を持っていても食料品が購入できないといった状況が想定されるほか、物資等が不足したことにより、価格が高騰して適正な価格で購入できないといった状況が生じることなどが考えられます。そのために、行政から現物をもって救助を行うという扱いになっているものでございます。

二つ目の災害弔慰金の支給要件については、3頁でございます。

災害弔慰金及び災害障害見舞金については災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、災害によって被災された遺族、重度の障害を受けた方に支給されるものでございます。

これらの支給額については、その世帯における被災後の生計維持への影響を勘案して、生計維持者、これは世帯の中で最も収入の多い人のことを指しております。共働きの場合でも収入の多い方が生計維持者となります。生計維持者が亡くなったということであれば500万円、その他の者を250万円としております。重度の障害の場合では、生計維持者は250万円、その他の者は125万円となっているもので、性別によって額に差異を設けているというものではございません。支給対象者である受給対象遺族は、法律で配偶者、子供、父母、孫、祖父母の順になっており、個人別で支給されているものでございます。

それから、関連して義援金の配付についても議論があったかと思ひますけれども、具体的な義援金の被災者への配付基準につきましては、地域の実情に応じた効果的な配付が必要でありますことから、それぞれの自治体の義援金配分委員会で決定されるということに

なっております。DVのような場合に世帯主に払われることになったら、本人が受けられないというので、一律に基準を設けるべきだという御意見もあったかと思いますが、これについては国で一律に定めるというよりも、各自治体で義援金配分委員会においてそもその配分基準を定めるということになっておりますので、そういった地域の委員会の場で取扱いを定めることが適当ではないかと考えております。

3点目の被災地における女性の雇用対策については、4頁でございます。

東日本大震災による女性の雇用をめぐる状況、影響を見ますと、女性の雇用が多かった水産加工業が多大な被害を受けたということで、この産業においては現在も再開していない事業所も多く、再開済みの事業所においても以前の稼働率を達成するには至っていないという状況も見られるところでございます。

それに加えまして、被災地の求人の状況では、短期間の求人が多いということ。業種別では建設業の求人が多い一方で、女性の求職者が多い中では建設業の経験とか資格、技能を持った人は少ないなどの雇用のミスマッチが見られるところでございます。

雇用対策としましては、4頁に資料がございますけれども、雇用創出基金を活用した事業を行っているところでございます。色々と基金の事業等でメニューがございます、紫の網かけをしている左側の四角のところですが、一つは「事業復興型雇用創出事業」といまして、女性が多く従事していた農林漁業、水産加工業等を含め、被災地の中核となると期待される分野で、産業支援策と一体となった雇用面での支援を行う事業に対して交付されるものでございます。

右側でございます「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」と申しますのは、女性だけでなく、高齢者から若者への技能伝承、障害者も含めた方々の積極的な活用を図れるようなモデル性のある事業に対して支援を行うような事業に対して交付するということでございます。

いずれも被災した県が立てた事業計画に基づいて交付金を交付するものでございます。

なお、例えば避難所における警備や配食等の運営業務、仮設住宅での買い物代行等の業務、活動にも雇用創出基金が活用されていると承知しております。

5頁の「職業紹介」としては、男女問わずでございますけれども、ハローワークの全国ネットワークを活用して取り組んでいるところでございます。色々と被災地での対策をしているところでございますけれども、例えば「(2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施」ということで、雇用のミスマッチでなかなか就職しにくい女性の求職者に対してもこういったきめ細かな対応を、必要な人に対して行っております。

最後に、4点目で仮設住宅等における相談対応や健康支援に関する事業について、幾つか御紹介いたします。

1点目は6頁ですが、地域コミュニティに関する復興支援事業でございます。こちらにつきましては、仮設住宅に限りませんが、被災地のひとり暮らしの高齢者、

障害者や生活に困窮している方、県外に避難されている方等に対して、社会福祉協議会やNPO等が行います巡回訪問により、見守りですとか総合相談を行うということを実施しております。

7頁は、健康支援の事業でございます。こちらについては、長期にわたり仮設住宅等で生活される被災者の方への継続的な健康相談、予防活動が健康状態の悪化を防ぐために重要でありますことから、被災3県においては健康管理を担う自治体の保健師等が不足したということもありまして、災害発生直後から全国の自治体から厚労省があっせんして多数の保健師が応援に入っております。現在では、第3次補正予算で措置しました被災地健康支援臨時特例交付金という交付金によりまして、被災3県を中心に仮設住宅の巡回を行う保健師等専門家の人材確保を支援しているところでございます。

なお、保健師さんの活動については、現在、全国保健師協会が取り組んでいるマニュアルの改訂に、全国保健師会長が取り組んでいらっしゃるしまして、そのマニュアルの中に女性に配慮した保健活動について盛り込むことを、厚労省としてもお願いしているところでございます。

それから、最後の頁になりますが、被災者の心のケアの支援についての事業でございます。

被災地において保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター等が精神疾患を発症している方、あるいは発症する可能性のあるハイリスクの方に対するケアを行っているところでございますけれども、震災によりこうしたニーズが増大することに対応するために平成23年度の3次補正予算により、新たに保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成する心のケアセンターというものを、岩手、宮城、福島に設置しまして、保健所等での精神保健業務を支援しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、厚労省からの御説明とさせていただきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

復興庁と厚生労働省からの説明に対して質問があればお願いします。

○原田委員 先ほどの御説明について、まず最初に意見です。東京都の防災会議における女性の参画が進んでいないということであれば、これからちょうど選挙がありますので、こういうことも念頭に置いて選挙に臨むことも必要と思います。

次に、充て職の意味ですが、充て職の方々は行政機関の何か職をしておられる訳ですので、審議会の委員である必要は余りないのではないかと思います。ですから、防災会議は何か非常に不自然な形態ではないかという気がいたします。まず、そこを変えれば女性の視点というのも入れやすくなるのではないのでしょうか。

それから、充て職の方たちも、色々な組織において女性の進出が遅れているということの反映でしょう。急には変わらないと思いますが、そちらも適切に配慮しながら進めていく必要があると思います。

防災会議の性質について、私の理解が間違っていたら、後で訂正していただきたいと思

います。

○鹿嶋会長 ほかにも御意見等ございますか。

畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 先ほど内閣府にも聞こうと思ったのですけれども、ちょっと時間がなくて聞きそびれましたので、復興庁にお聞きします。

復興庁におかれては、色々な調査をされて、それを取りまとめ、公表されているということで、大変結構なことだと思います。ただ、例えば、資料3の4頁の下の方にあるとおり「被災沿岸市町村のうち、復興計画策定済の39市町村について、調査し、復興計画に男女共同参画の視点を取り入れている事例を紹介し、公表」されたということで、これ自体は大変結構なことだと思いますが、仮に調査されて、復興計画に男女共同参画の視点を取り入れているという市町村があった場合に、復興庁としてはどうされているか。各省に任せている、何もしていない、何もできない、どちらでもいいのですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

○鹿嶋会長 復興庁、御回答をお願いします。

○藤澤復興庁参事官 6月時点の調査結果については、先ほど御説明したとおり、復興大臣が文書で、43市町村はこういう結果で、これからはしっかりやってほしいというお願いをしております。それ以上個別に網羅的にチェックして、男女共同参画の視点が十分ではないところに直接全部伺うなどしてお願いするというのを今の時点でしているわけではないのですが、6頁目の今後の予定のところでも書きましたけれども、3番のところ、内閣府が今年度中に実施する調査の中で、フォローアップを予定しています。我々が6月に取りまとめた情報は4月時点のものなので、それからかなり変わっている部分もあるのではないかと期待もあります。このフォローアップ結果も見て、少し内閣府とも相談しながら検討をさせていただきたいと思います。

○畠中委員 内閣府も一緒ですけれども、私が言いたかったのは、要するに、法律を改正しました、通知しました、ということだけで事足りるということではなくて、今、御説明がありましたように、復興庁もフォローアップが大事であるということです。そこはしっかりやっていただければと思います。

○鹿嶋会長 次いで、奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 厚生労働省の所管になるのかと思うのですけれども、3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、これからは、被災された家庭の生活再建が、基礎自治体にとっても大変大きな課題です。本日お示しいただいた事前の四つの論点の中には入っていなかったのかもしれませんが、新たに今回の震災によって母子家庭になった世帯というのが、これから生活再建をしていく中で、やはり色々とハンデがあるのではないかとと思うのです。そういった新たに母子家庭になった世帯の数が、そもそもどのくらいあるかを、厚生労働省として把握しておられるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、そうした世帯に対して、例えば就労に向けた特段の支援策はあるのかどうか。これは父子家庭を除くのがいいのかどうかなど、いろいろと議論は出てくると思うのですが、そういう点についても、もし教えていただければありがたいと思います。

それから、現物給付の是非については、国会でもいろいろと御議論がございますし、地方自治体の中でも議会で様々な議論がございます。ただ今、現物給付にすることの難しさと、現金給付にした場合の難しさと、それによって生じる弊害のようなものについてお話があって、それも確かにそうであるというのは実際には分かるのです。例えばクーポンのようなものを渡しますと、そのクーポンを他人に譲ってしまう人もいるでしょうし、高齢の方だとクーポンをため込んで、実際は御飯を食べなかったという人が出ることも考えられますので、いろいろと弊害があることは事実なのです。

ただ、現物給付がもたらす食事の提供の画一性、例えば1,000人の避難所で1種類のお弁当でありますから、これを1歳から80歳までの人が食べて、果たしてどの程度の適正な食生活が提供できるのか。しかし、勝手に一人で食べるともっとひどくなるという考え方もありますので、発災直後はやはり現物給付しかできないと思います。1週間とか2週間とかですね。ただし、今回の避難所は、最長で半年になったわけですので、私自身は、半年間現物給付でお弁当が続いたことの問題は今後の検討課題として考えられてもいいのではないかと考えております。

あとは、1日の食費の金額が1,150円だったでしょうか、個人的には大変低いと感じるのですけれども、その話は本日はしないことにしたいと思います。

もう一つ、現物給付の難しさとして、今回、仙台等の場合は、一般のアパートを仮設住宅と同様にみなすという、みなし賃貸という仮設の提供の方法があったわけです。普通国民の皆さんは、被災者と大家さんが契約をして、それに対して国なり自治体なりが規定のアパート代か何かを現金で差し上げたのだらうと思っていらっしゃる方がほとんどではないかと思うのですけれども、実際は一度大家さんと被災者の方が契約されたものをもう一度、県なら県が大家さんと住宅提供の契約を結んで、県が現物を確保した上で、それを被災者に提供するという手続となっています。まさに現物給付の精神がアパートの契約でも大変立派に貫かれた結果、一度作った契約をもう一度全部三者契約に作り直さなければならぬため、非常に大変な、膨大な事務量がありました。

それらのことを考えると、現物給付に伴う書類がいかに多くなるかということや、手続面での報告書等が膨大になることなど、影で見えない業務を遂行する自治体側の負担もかなりありました。私からすると、マンパワーがあれだけ足りなくて大変だという騒ぎになって、全国から支援をいただいている中で、担当者がただひたすら契約書の作り替えなどをやっているというのは、かなり不合理だという感じもいたしました。御担当者の方の責任ではなく、広く国会等で議論すべきなのだろうと思うのですけれども、一言だけ、お話をさせていただきました。

もう一点でございます。これも本日の論点の中には入っていなかったのだろうと思うの

ですけれども、先ほど福祉避難所の必要性、福祉避難所の開設箇所を増やしていく必要があるということについてです。少し触れられたと思うのですけれども、今回、福祉避難所の開設をやるうとして一番ネックでありましたのは、障害をお持ちの方の福祉避難所を運営するマンパワーの確保についてです。今回の場合には、全国的、統一的な仕掛けはなかったのではないかという感じがしております。あるいは私がそういったものを把握できなかったのかもしれないのですけれども。障害をお持ちの方は、障害種別によっても対応が異なりますので、一律にただ人間が行けばいいというようにはいかない気がしております。それぞれの障害をお持ちの方に対する御経験がある、ある程度の専門性のあるマンパワーに全国から入っていただく必要があります。障害をお持ちの方の施設では今、通所施設が原則であり、高齢者の特養のように、普段から24時間体制をとっていませんので、非常にマンパワーが手薄であります。その場合の全国的なマンパワーの立ち上がり、今回、福祉部門は非常に遅かった、若しくは分断されていた気がいたします。社会福祉法人は社会福祉法人のネットワークで、それぞれの障害種別ごとの団体はそれぞれの団体のネットワーク組織で、色々と苦勞されておられましたけれども、今後は、もう少し緊急時にマンパワーを集結するコントロール機能を確立していく必要があるのではないかと感じておりました。もし、その辺りについて厚生労働省として現時点でのお考えがあれば、教えていただければ幸いです。

○森實厚生労働省調査官 1点目の母子家庭世帯に対する支援についてでございますけれども、数につきましてはどこまで把握できているのか確認させていただきまして、分かりましたら事務局を通じて御報告させていただきます。

支援関係につきましては、母子寡婦福祉資金貸付金というのがございまして、これを積み増ししてという形での対応はしております。母子家庭世帯への支援というのは、児童扶養手当や、母親、父子家庭の父親も含めて就業支援等々の対策というのは従来ベースで行っているものがございまして、当然今回の震災により母子家庭になったという家庭についても、そういった形での支援が可能となってございます。

それから、3点目の福祉避難所の関係は担当がこの場におりませんので、確認しまして、何かお答えできることがございましたら、事務局を通じてお答えさせていただきます。

2点目の現物支給の関係については、担当からコメントさせていただきます。

○吉元厚生労働省係長 現物給付についてですけれども、確かにおっしゃられるとおり、国会等でも様々な議論がございますし、先日も会計検査院から提言という形でもって、問題点や課題点等が指摘されてきているところです。

我々も現物給付の精神で行っているというのは、先ほども説明があったとおりですけれども、先ほどの民賃問題につきましても、今回の場合、本当に需要がひっ迫している状態ですので、需要と供給のバランスが崩れているという実態がありました。被災者の方の中でも動きが早い者勝ちのような形になってしまうというケースがあったのです。ですので、高齢者の方や障害者の方等、本当は一番必要な方々がなかなかそういうところに入れない

などの問題や、メリットとデメリットというのは確かに色々あります。今、政府の災害関連の法制の見直しの中で、防災対策推進検討会議がこの7月に最終報告を出されたのですけれども、その中でも災害救助法、これだけではないのですけれども、その中の一つの課題点として現物給付の在り方について、今後そういう課題点とメリットとデメリット、その辺りを整理して、今後の在り方については見直しをしていくべきではないかという提言も出ています。ですので、このような点も踏まえて、今後また見直しも含めて検討させていただきたいと考えております。

○鹿嶋会長 食事の画一性についてはいかがですか。

○吉元厚生労働省係長 食事の画一性についてですけれども、先ほど基準額がちらっと出た1,150円というのも、一般基準という形でもって定めています。しかし、障害者の方、要援護者の方、乳児の方、要援護者の方等に配慮した食事を提供することによって額が上がる部分については、基準額は全く気にせずに特別基準という形で設定することは可能ですので、まずは栄養バランスを第一として、食事の提供については自治体に依頼をしているところでございます。

ここについて、先ほどの現物給付と絡んできますと、栄養バランスについては、現金を渡されて購入するというのは逆に困難なのではないのかという点もあるので、そこは行政として適切な応急救助という視点でもって責任を持ってやっていただきたいと考えております。その観点からは、現金給付で全てが解決できるのかというのは、難しいと考えております。

○西田復興庁補佐 復興庁でございます。補足させていただいてよろしゅうございますか。

まず、今、説明を省いたのですけれども、災害が発生した初期段階は、現金があっても現物を確保できるという状態にはないため、現物でしっかりとお食事等を提供しなければならないというのが災害救助法が一番根本としての精神にあるわけです。

ただ、先ほど御説明があったように、その方その方に合わせた形の提供というのは、当然配慮していかなければならないことになっているわけですが、確かにおっしゃるとおり、震災直後の混乱期にあっては、なかなかそういった一人ひとりにきめ細かい配慮というのができていなくて、ある程度画一的に、皆さんにおにぎりを提供することになってしまったというのが現実でございます。そういったことについては、やはり行政だけで必ずしも全て賄えるということもなくて、NPO、ボランティアの方々に御活躍いただきました。今回の震災におきましては、先ほどボランティア班という言葉がございましたけれども、このボランティア班ができるもっと前にの発災直後に、内閣官房に震災ボランティア連携室というのを設置いたしまして、このようなNPOの方々の活動というものを後方支援させていただきました。そういった方々が現物給付としてのおにぎりしかないではないか、お弁当が画一的なものしかないではないかなどということに着目され、いち早く御活動いただいたときに、我々と連携をとりながら、温かいものということで、お食事の提供等に色々御尽力をいただきました。それを私どもが下支えさせていただいたという

経緯がございます。

やはり、こういったところは官民連携ということも踏まえて、今後とも進めていかねばならないのではないかと私どもは思っているところでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 ありがとうございます。

もしかすると、資料のどこかに記載されているのかもしれませんが、まず、まちづくり、地域づくりのところです。資料3の参考資料1で、地域の支え合いというところに、少子高齢化社会のモデルとして地域包括ケアの体制を整備するということが書かれております。

これは基本的に今、高齢化の進んだ地域における新しい形ということだと思えるのですが、私はこれから新しくまちづくりをしていくためには、若い人たちが戻ってきて、きちんと子育てをし合える世代によるまちづくりが大事なのではないかと考えています。その意味では、例えば、認定こども園などといった施設をきちんと設けながら、若い世代が共働きをしながら地域で生活をしていくという視点に立ってのまちづくりということを是非していただきたいと思えます。そこを1点申し上げたいと思えます。

それから、雇用の関係ですが、本当にミスマッチが出ていまして、私ども連合の方にも、色々と相談が来ているのです。それで、雇用創出基金の事業を見ますと、計画と実態が少しかい離をしている、この数字を見る限りではまだまだ実績が伴っていないような気がいたします。使い勝手が悪いのか、またはきちんと支給決定に至るまでのプロセスで、まだ人手が自治体の中で足りていないということもあるのかもしれませんが、このところをきちんと見ていく必要があるのかなと思えます。

例えばこの事業で言いますと、将来的な雇用創出の中核となるなど、モデル性のある事業ということが書いてあります。他方で、実際にこれまでやってきた仕事というのでしょうか、例えば雇用される人は少ない、小さな工場であったり、商店街の事業は受けにくい。地域できちんとした生活をする基盤としての商店街や病院等があるというのはその地域の再建のためにはとても大事なことだと思うのです。しかし、なかなかそういった事業がここに該当しにくいという状況の中で、個人の負担で対応せざるを得ないという話も伺ったりします。

この事業においては難しいのかもしれませんが、もしかすると既にしているのかもしれませんが、全体的な地域での生活基盤を整備するための事業等にも、何らかの支援を十分にさせていただきたいと思えます。特にそういった小さな仕事、事業には女性たちも多く関わっておりますので、これはお願いしたいと思えます。以上です。

○鹿嶋会長 意見としてお聞きするだけでいいですね。

○大谷委員 どうしても1点発言させていただきたいと思えます。本日の御説明や、前回の仙台でのヒアリングの際にも出てきた問題なのですけれども、色々な給付の際に、世帯主という条項が基準になることがあります。先ほどの厚生労働省からの御説明の中の災害

弔慰金では、世帯主という言葉が出てこなく、特に共働きの場合も性別は関係なくて、生計維持者というものが、どちらの収入が多いかで決まっているという御説明がありました。その前に、もう御説明者はお帰りになられたかもしれませんが、被災者生活再建支援法では、世帯主以外の、例えばDV被害者の女性からの申請も対応可能なようにしていただいているという御説明がありました。

そういう意味では、最近、そういった点についての配慮がなされてきているのではと思う反面、世帯主という言葉を使うのか、生計維持者という概念を使うのか、色々あると思うのです。例えば生計維持者にしても、共働きの場合に、収入の差が僅差であっても、一方だけが生計維持者という認定になってしまっていて、それ以外の方がそうでないという扱いが妥当なのかなど、こうした様々な給付において、現場ではどちらが受け取るのかといったことで、混乱が起きたり争いになったりしていることがあります。

今回の被災者生活再建支援法の支給や災害弔慰金で、実際にそのような例が行政の方に具体的な問題として上がってきているかどうかは直接には存じませんので、的外れなコメントだったら申し訳ありません。これはどちらかという内閣府男女共同参画局にお願いすることかもしれないのですが、子ども手当もそうだったのですけれども、色々なところで世帯主や生計維持者というものが基準になるときの取扱いについて、今後共働きが多くなり、また、必ずしも家族と一緒に生活しているわけではない別居世帯の場合にどうしていくのかといったことを、根本的に検討していく必要があるのではないかと、今回の防災のことで直接関係しないので申し訳ないのですが、今日もまた御報告を伺っていて感じた次第です。

○鹿嶋会長 厚生労働省は生計維持者あるいは世帯主に関するコメントはありますか。

○吉元厚生労働省係長 災害弔慰金についてですが、渡す部分については、先ほども少し説明がありましたけれども、世帯主というケースが多い中で、遺族の中での順位は、配偶者、子供、父母、孫、祖父母という順序になっています。

今回のケースのような、DV被害者の方の場合で、唯一考えられるのが、お父さん、お母さんが残り、お子さんが亡くなられてしまった場合、支給対象者は父母で同順位になりますので、そこでもめ事が起こるという場合が考えられるのです。

先日も全く別のケースで県等とそのような話になったのですが、各自治体でも、その方にDVという事情がある、行政の中でそういった情報の共有は多分あると思うのですが、情報がつながっていれば、支給するときにはその遺族間の調整も含めた調整が済んだ上で給付するという形で対応している。だから、支給決定がされてもどこに支払われるかというのは、結構そういうケースが多いという話になっていました。各自治体でそういう情報が共有されていけば、DV被害者の方に対しての配慮というものがされていると考えております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

復興庁と厚生労働省の皆さん、本当にありがとうございました。お引き取りくださって

結構でございます。

次に、本日は今ヒアリングを行った4府省以外からも防災復興における男女共同参画の推進に関しまして、資料の提供を受けております。これは事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 本日は時間の関係もありまして、各省の担当官に来ていただいて説明をお願いしたのは先ほどの4府省だけでしたが、警察庁と国土交通省と防衛省からも資料の提供をいただいておりますので、私から簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料5でございます。こちらはクレジットが付いていませんが、警察庁からの資料です。「避難所、仮設住宅における防犯活動について」と題された資料です。

今回の震災で被災地に設けられた避難所や仮設住宅における警察の防犯活動についてとなっています。警察庁においては、被災者の相談や防犯指導を目的として、全国の都道府県警察に要請して、延べ754名の警察官を被災3県の避難所等に派遣したということです。このような目的で派遣された警察官754名のうち、492名が女性であったということです。

具体的には「具体的な活動の例」という部分に記載しています。避難所、仮設住宅には女性や子ども、高齢者の方が多数いらっしゃいますので、そのような方々が犯罪に巻き込まれることのないように、避難所や仮設住宅において防犯指導を実施したり、相談に応じたり、周辺に関係者以外の方が隠れることができるようなスペースがないかといったことを見て、それに対する指導を行っていたということです。それから、コミュニティの関係で、例えば自治会やボランティア団体による防犯活動の支援として、自治会等の代表者宅を訪問して防犯についての説明を行ったり、あるいは警察官がイベントを実施するなどして、避難所や仮設住宅での生活の活性化を図ったということです。

もう一枚の方ですが「女性警察官の採用・登用拡大計画」の策定状況という資料です。こちらは防災の観点からという資料ではありませんが、第3次基本計画では、警察官等について「防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。」という記載がありますので、参考として配布させていただきました。

女性警察官の採用・登用につきましては、警察庁では定員に占める女性警察官の割合を平成23年の6.5%から、35年にはおおむね10%にするという目標を掲げておりまして、これを更に前倒しするように取り組んでいる状況です。

訓練に関しましては、これも防災関係ということではありませんが、右側の青い箱の下から2番目に「執行力の確保」についての取組が記載されています。例えば女性警察官の実践的訓練、これを術科指導というようですが、そういったものについての指導者の育成、登用を行っているところが15県であることや、あるいは女性警察官が従事することが多い業務に関する教養の充実を図っているところが41県ということです。

それから、女性警察官の子育て支援策です。こちらにも特に災害時における支援に特化したものはないと聞いていますが、警察庁の担当官に聞いたところによれば、実際に災害が発生した場合には、育児や介護の負担が少ない女性を優先して派遣している事実はあると

いうことでした。警察庁からの資料の説明は以上でございます。

次に、資料6は、国土交通省からの資料です。

まず「道の駅」についての資料が最初に付いています。こちらについては、9月13日に開催された本調査会におきまして、加藤委員から、道の駅を防災拠点とする場合の男女共同参画の視点の必要性について御発言がありましたので、資料の提供をいただきました。

道の駅については、市町村からの申請により、設置自体も市町村等が行うことになっておりまして、その市町村からの申請で国土交通省が道の駅として登録するという仕組みになっているようです。

資料を2枚めくっていただいた裏に、横長の「被災初期から防災拠点として機能を発揮した『道の駅』」という資料があります。こちらは東日本大震災において、道の駅が防災拠点として機能したという例の紹介です。

次に「『道の駅』における防災拠点機能の整備について」という資料が付いています。こちらは先ほど申し上げましたとおり、道の駅自体は市町村が設置するということになっていますが、東日本大震災で道の駅が防災拠点として活用されたということもあり、国としても今後防災拠点としての整備を進めていくことになっているということでもあります。

次に「復興まちづくりの進め方」という冊子を配付しています。1枚めくっていただいて「はじめに」というところに書いてありますが、この冊子は、被災地において現在進められている復興事業について、関係被災者の合意形成が不可欠であることから、被災者の合意形成を図っていくためのモデル的プロセスを設定して、市町村が留意すべきことをまとめたというものでございます。こちらの資料自体には、特に男女共同参画の視点といった言葉が中に出てくるわけではありませんが、被災地における復興まちづくりにおいては、当然に被災者との合意形成プロセスが必要ですし、それが分かりやすくまとめられており、今後被災者である女性が復興事業へ参画するに際しても参考になると思われましたので、今回提供を受けて配付させていただきました。

続きまして、資料7でございます。こちらは防衛省からの配付資料です。

まず「1 女性自衛官の参画」についてです。このグラフは今年の「男女共同参画白書」にも掲載されているものです。女性自衛官の数は年々増加しているということですので、配置についても、消防職員と同様に母性の保護であるとか、プライバシーの確保といった理由により、一部、女性が就けないものがあるようですが、様々な業務を行っているということです。なお、プライバシーの確保というのは、例えば潜水艦等で、そもそも居住空間が男女別に分けられていないものがあるため、そういうところには女性が就いていないということです。

「2 自衛官の勤務及び支援体制」ですけれども、自衛官は訓練、勤務の特殊性から、庁内に託児施設を整備したり、あるいは緊急に任務に就く場合等に子どもを一時預かるなどの体制の整備を図っているということです。

「3 災害派遣等の緊急登庁時における児童の一時預かり施策」では、朝霞駐屯地の写

真が掲載されております。こちらについても、今年の「男女共同参画白書」にも記事を掲載しております。各駐屯地の中に自衛隊員の子どもの預かるための託児所を設けるといった取組をされたということです。本専門調査会において、災害対応に当たる職員が、24時間災害対応をするためには子育て支援が必要であるとの御意見をいただいていたので、その関連で、自衛隊においては、東日本大震災の際にこのように駐屯地内で児童を一時的に預かる施設を開設したということをお紹介させていただきます。

それから、資料1-2の後に「復興支援型地域社会雇用創造事業」という資料を付けおります。こちらについては、内閣府の事業として行っているものでございます。被災地において起業や人材育成を支援する事業を行う事業者を選定し、その事業者に資金を交付して、その事業者が起業の支援や人材育成を行うといったものです。

裏面には、現在、選定されています12の事業者が掲載されています。その中の左側の一番上に、NPO法人石巻復興支援ネットワークがございまして、こちらは前回の会合において御意見を伺いました兼子佳恵様が代表されている団体です。その他にも、左の一番下の日本サードセクター経営者協会であるとか、右の下のHITが、女性をターゲットとした事業を行っているということをお伺いしています。これらの事業者がそれぞれ資金の交付を受けて、被災地において起業や人材育成のための事業を行っているということです。

配付資料についての説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 警察庁、国土交通省、防衛省について、質問はちょっと難しいと思いますが、御意見があれば、あるいは、今日の質疑全体を通しての御意見もあれば伺っておきます。

実は、前回までの2回の有識者ヒアリングと今回の関係府省のヒアリング、そして関係府省から配布していただいた資料等について、今回は本調査会の意見の取りまとめに入りますので、今までの議論の過程で、それから警察庁、国土交通省、防衛省の配布資料まで何か御意見があれば、今、聞いておきます。

○二宮委員 今回、消防庁から始まって警察、防衛省と三つが上がってきて、国の管轄である防衛省では、男女の設定なく基本的に採用するという状況で、消防あるいは警察に関しては、まだ男女別の枠設定が残っているという状況があるということですね。

その意味でいうと、国と、東京都の話が出ていましたが、いわゆる自治体との関係において、いかに男女共同参画等の問題をきちんと伝えていくことが必要かということが多分現れてきています。先ほどの消防庁の資料では、結局ILO条約の批准に向けてという記載が出ているのですけれども、もともと通知をした平成16年時点でも女子差別撤廃条約は批准していたので、同一の雇用機会を国がきちんと確保するという義務を負っている以上、本来は、消防庁の通知の中でもそのことをきちんと明記する必要が多分あったはずですが、例えば福岡県では、ある政令指定都市は今年度から消防に関してきちんと男女の雇用に関して同じ採用枠で始めていますが、もう一方の政令指定都市ではまだ女性消防官の募集1名、男性消防官7名といったような形の数の設定をしているという状況があります。今回は特に災害でくくって対応を見ていますけれども、こういうことを、ある意味で言えばき

ちんと対話しながらつなげていくことが、消防にしろ、警察にしろ、防衛省にしろ、基本的には自分たちの管轄を超えて応援に出なければならない状況がある中で、数の確保を含めて、あるいは応援に行ったときに男女平等の視点が欠けたままの部局が出ていくということ自体が、一つの足かせになる可能性がある。その意味では、派遣して、応援に出ていく組織に対してもう少し男女共同参画の視点など、いわゆる国が負っている条約上の義務、自治体もそれに基本的には拘束されるということについて、きちんと理解を深めていくことが必要なのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

山本先生、何かございますか。

○山本委員 先ほどから度々出ている防災会議の件ですけれども、法令上はもともと総合行政の観点から様々な行政機関の協力体制を作るという趣旨で設けられて、そういう構成になっているのだろうと思うのです。これは男女共同参画の話を超えてしまうのですけれども、今の状況を見ると、むしろ民間の力とか、色々な視点を取り入れるための会議にしていく必要があるのではないかと思います。その一つとして女性の視点というのも入ってくる。

そういたしますと、先ほど奥山委員から御指摘がありましたけれども、結局もともとの趣旨と、新たな今の状況に鑑みた会議の役割のようなものが一緒になってしまうから、それで組織が肥大化をして実質的な審議ができないという話になってしまうということだと思います。したがって、そもそもの防災会議の趣旨といいますか、あるいは構成そのもののコンセプトを少し見直す必要が出てきているのではないかと、話を伺っていて思いました。

男女共同参画の話というよりは、むしろ防災の話になってしまいますけれども、そのように思いました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

もし、ほかにも意見があるというのであれば、取りまとめるために必要ですので、事務局の是非意見としてメールを入れておいてください。

事務局からこれからのスケジュールについての説明をお願いします。

○中野渡補佐 ただ今会長から御発言がありましたとおり、本日以降、今後調査会の意見案に盛り込むべき事項について、委員の皆様から御意見をお送りいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その後の予定でございます。当初の予定では、次回の11月30日の会合で意見の取りまとめをすることとなっておりますが、前回までの有識者の方からのヒアリングと本日の関係府省のヒアリングにより、意見の取りまとめに向けて検討すべき論点が多数あるのではないかと考えています。そのため、更に調査会において御検討いただく時間が必要ではないかと考えています。したがって、調査会の予備日として設定しています12月6日をできましたら使わせていただき、次回の11月30日と次々回の12月6日の議論をもって、

調査会の意見を取りまとめていただくことでどうかと考えています。

○鹿嶋会長 今、説明がありましたように、予備日の12月6日に調査会を開催したいと思っております。この開催を御了解いただけるとすれば、本日以降皆さんから頂く意見を基に、私と事務局とで調査会の意見の骨子案を作成させていただきます。次回の11月30日の会合では、その骨子案を基に更に議論をさせていただいて、12月6日に意見の取りまとめをしていきたいと考えておりますが、そのようなスケジュールでよろしいでしょうか。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見を踏まえた上で、私と事務局で骨子案を作成いたします。そして、次回までに委員の皆さんに中身を見ていただいて、議論をさせていただきたいと思っております。

更に第3次男女共同参画基本計画の中には「国際的な防災協力における男女共同参画等」という項目がありますが、これまでこの項目については余り議論されておりました。先ほど二宮委員から関連する指摘はございましたが、これについても意見があれば、是非お伺いしたいと思っております。この項目についての関係省庁からの資料の提供をお願いしたいと思っておりますので、事務局で手続をよろしくお願いいたします。

次に、本日は成果目標の動向が配付されておりますが、これについて事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 簡単に説明をさせていただきます。今般、成果目標の動向について、2か月ぶりに更新しております。資料8を御覧いただければと思います。

赤字になっているところが今般更新をしたものです。特に第1分野、1枚目で国家公務員の女性の採用・登用についての数値を更新しています。こちらについては、前回からの比較が書いていませんので、分かりにくいのですが、一番上の採用者に占める女性の割合というのは前回から減っていますが、それ以外のI種試験の事務系区分試験の採用者に占める女性の割合や、地方機関課長・本省課長補佐相当職以上、また、課室長以上、指定職以上につきましては、前回からそれぞれ上昇しています。

そのほかにも、改善している数字がございます。本日は時間の都合で詳細には説明ができませんが、4頁の第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」で「公共職業訓練受講者（離職者訓練）の就職率」というものがございます。こちらの「施設内」の数値が80.3%となっており、前回の数字が77.7%でございましたので、今回で成果目標が達成できているというものです。

短くて恐縮ですが、以上でございます。

○鹿嶋会長 今の数値目標等で質問はありますか。よろしいですか。

では、事務局からの連絡があればお願いします。

○中野渡補佐 本日は、調査・審議いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事要旨については、会長の御確認後速やかに公表させていただきます。議事録についても、事務局作成案を本日御出席の皆さんに御確認いただき、会長に御確認をいた

だいた後、公表させていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の監視専門調査会は、11月30日金曜日の午後1時から3時までの2時間の予定でございます。場所はこの会議室でございます。

また、9月13日の会合におきまして、CEDAWに対する追加的情報提供についてフォローアップを行っていただきました。これにつきまして、去る11月2日に日本政府からの追加的情報提供を国連に提出しております。内容につきましては、既に男女共同参画局のホームページで公表しております。そちらでも御覧いただけますが、委員の皆様には別途、送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第15回会合を終了します。

どうもありがとうございました。